

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 三三三
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三三四
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三三五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三三五
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三三五
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三三六
- 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件 三三六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三三六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三三六
- 道路の区域を変更する件 三三六

公 告

- 一般競争入札を行う件 三三七
- 福島県人事委員会 三三七
- 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 三三九

告 示

福島県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しいの木おうちクリニック	福島市天神町一〇―三七	平成二七年四月一四日
医療法人健腎会大森中央泌尿器科・内科・外科クリニック	福島市大森字街道下七〇番地二	同 年三月一日
石井クリニック	福島市上町四―三四	同 年四月一日
白河在宅支援診療所	白河市泉田池ノ上八三―一	同 年四月一日
ねもとキッズクリニック	白河市立石山二―四	同 年五月一日
ウイン調剤薬局白河店	白河市立石山二―五	同 年五月一日
パーム薬局泉町店	相馬市中村字泉町一四―四	同 年五月一日
訪問看護ステーションこまちの里	田村郡小野町大字小野新町字槻木内六番地二	同 年三月一日

（社会福祉課）

福島県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

名	変更前	変更後	所 在 地
飯久保歯科医院	いくぼ歯科	福島市南沢又字下番匠田一八の六	

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
大森中央泌尿器科・内科・外科クリニック	福島市大森字街道下七〇番地二	平成二十七年二月二八日
すがの歯科医院	福島市渡利字城向六七番地二	同 年三月二五日
宮森薬局	会津若松市東栄町八一七	同 年三月三一日
外科胃腸科肛門科原医院	二本松市若宮二丁目一六二一四	同 年四月三〇日
アルファ薬局	二本松市若宮二一六二一七	同 年四月三〇日
あさひ薬局	南相馬市原町区大木戸字松島三二八一	同 年三月三一日
穂積医院	白河市中町五七一	同 年三月三一日

大丸薬局	南会津郡南会津町田島字谷地甲九二	同 年四月三〇日
根本医院	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替五一	同 年二月一六日

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人おかぎクリニック	白河市新白河二一五七	平成二十七年二月一〇日

(社会福祉課)

福島県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
とうのす歯科医院	二本松市油井字八軒町三三二	平成二十七年五月三一日

福島県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。
平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

（社会福祉課）

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
北住勝	西白河郡泉崎村大字北平山字堂ノ下八	まさる鍼灸整骨院	西白河郡泉崎村大字泉崎字下宿八〇	平成二十七年三月一六日
本多信二郎	須賀川市向陽町一七四	あおい整骨院	須賀川市季ノ郷一六六	同一年四月一六日

（社会福祉課）

福島県告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住所	名称	所在地	
			変更前	変更後
早坂祥子	福島市南中央一五スカイハイツアー	フレアス在宅マッサージ福島	福島市方木田永樋六一一―二	福島市野田町七一三―八四

福島県告示第四百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年六月五日から同年七月五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

（社会福祉課）

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、阿武隈川上流土地改良区から平成二十七年五月十二日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。
平成二十七年六月五日

平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

福島県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所まで平成二十七年六月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年六月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の別	変更後の敷地の幅員（メートル）	変更後の延長（メートル）
県道会津坂下会津	会津若松市北会津町下荒井字宮ノ東二番地	変更前	一一・四〇 一三・五	一八〇・〇

公 告

(道路計画課)

本郷線	先から	変更後	一八〇・〇
同	市北会津町中		
荒井字西館甲二一〇七			
番一地先まで			
	一一・四		
	一三・八		

公告第133号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年6月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 ノート型パソコン（福島県警察用） 729台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年2月29日（月）
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年7月3日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年6月5日(金)から平成27年7月3日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年6月19日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年7月17日(金)午前10時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年7月16日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal computer (for Fukushima police) 729 units

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 17 July 2015

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 16 July 2015

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県人事委員会

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年六月五日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第十三号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和六十二年福島県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「直轄理事 安全管理監」を「危機管理監」に、「原子力損害対策担当理事 子育て支援担当理事」を「原子力損害対策担当理事」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 ことも未来局長」に、「知事公室長 政策監」を「政策監 知事公室長 風評・風化対策監」に、「文化スポーツ局長」を「文化スポーツ局長 ことも

「原子力等立地地域振興事務所」 所長 次長 「消防防災航空セ

「消防防災航空センター」 所長 原子力センター

「環境センター」 所長 消防学校

「原子力センター」 所長 支所長 原子力等立地地

「消防学校」 校長 環境センター

ンター

所長 支所長

に、「県立学校」校長 教頭」を「県立学校」校長 副

域振興事務所

所長 次長

校長（ふたば未来学園高等学校に置かれるものに限る。） 教頭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）